

令和8年7月8日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 青嶋 亜紀子

炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

大韓民国産の炭酸二カリウムについては、「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令」（令和3年政令第65号）により、令和3年6月24日から令和8年6月23日までを課税期間として不当廉売関税が課されていたところ、令和7年8月20日から当該課税期間の延長に関する調査が実施されており、当該調査が終了する日までの間、関税定率法第8条第29項の規定により、引き続き不当廉売関税が課されているところです。

今般、調査の結果、「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（令和8年政令第223号）により、大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについては、引き続き不当廉売関税が課されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第2836.40号に掲げる物品のうち炭酸二カリウム（大韓民国を原産地とするものに限る。）

2. 税率

一般の関税＋不当廉売関税（30.8％）とする。

3. 課税期間

令和13年7月7日まで

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
（06-6576-3313）までお問い合わせください。